

仙台教育事務所管内事務職員会

2月研修会資料

給与特例計算報告書について



宮城地区小中学校事務職員会

はじめに

宮城地区では3年間にわたって、「給与特例計算報告書」の記入のしかたについて

研修を重ねてまいりました。

特例計算は、なければないほうが良いですが、講師の一般交通を利用しての通勤など、

やむを得ず出てしまう場合があります。

時々しかない事例であるからこそ、「給与特例計算報告書」は

いざ、提出となったときに何を見て記入すればよいか悩んでしまうことと思います。

そんな時、今回の宮城地区の研修資料が、

少しでもみなさまのお役に立てれば…と思い、

該当するページを開けば必要な事柄がわかるように作成したつもりです。

手当の取り扱いに関する注意点を載せた項目もあります。

ぜひ参考にさせていただき、日常の業務の際にも、過年度返納などないように注意したいものです。

目 次

No.	手 当	ページ
1	事例： 給料の調整額(特別支援学級)	1
2	事例： 扶養手当(配偶者の就職)	3
3	事例： 扶養手当(出産にかかわるもの)	5
4	事例： 通勤手当(一般交通機関)	7
5	事例： 通勤手当(自家用車)	11
6	事例： 通勤手当(一般交通・講師)	13
7	事例： 単身赴任手当	17
8	事例： 住居手当(自宅)	19
9	事例： 住居手当(借家)	21
10	事例： 期末勤勉手当	23
11	事例： 管理職手当	25
12	事例： へき地手当に準ずる手当	27

No.	手 当	ページ
13	参考： 時間外勤務手当	29
14	参考： 兼務教育職員手当	33
15	参考： 多学年学級担当手当	35
16	参考： 教員特殊業務手当	37
17	参考： 教育業務連絡指導手当	39

① 給料の調整額(特別支援学級)

◎ 事 例

特別支援学級担任がH21.11.26～H21.12.25まで、1ヶ月間の病気休暇を取得したため、特別支援学級担任の発令を解除し、給料の調整額及び地域手当を返納するもの。

◎ 提出書類

- | | | |
|---|------------------|-----|
| ① | 給与特例計算報告書 | …1部 |
| ② | 給与支給明細書(写) | …1部 |
| ③ | 身分職名等修正報告書(K02) | …1部 |
| ④ | 諸手当等修正報告書(K04) | …1部 |
| ⑤ | 給料の調整額支給者名簿(様式6) | …3部 |

◎ 留意事項

算出基礎額の中に給料の調整額が含まれている手当(地域手当、期末手当、勤勉手当)も金額が変わる場合があるので注意すること。

② 扶養手当(配偶者の就職)

◎ 事 例

H21. 4. 1 付けで妻が就職したが、職員本人から事務担当者への報告が H21. 4. 8 となり、修正報告書の提出遅れによる返納事例。

◎ 提出書類

- | | |
|---------------------------------|-----------------------|
| ① 給与特例計算報告書 | … 1 部 |
| ② 給与支給明細書 (写) | … 1 部 |
| ③ 配偶者の有無及び所得税扶養控除等修正報告書 (K 0 5) | … 1 部 (寒冷地区分コード変更のため) |
| ④ 扶養親族修正報告書 (K 2 0) | … 1 部 |

◎ 留意事項

- ① 事実発生年月日によっては、期末手当、寒冷地手当も関連するので注意のこと。

③ 扶養手当(出産にかかわるもの)

◎ 事 例

H21. 12. 29 に長男が誕生し、出生届が年明けの H22. 1. 7 だったため、関係書類が揃うまで時間がかかり、修正報告書の提出が例月報告に間に合わず追給となった事例。

◎ 提出書類

- | | | |
|---|-------------------------------|-------|
| ① | 給与特例計算報告書 | … 1 部 |
| ② | 給与支給明細書 (写) | … 1 部 |
| ③ | 扶養親族修正報告書 (K 2 0) | … 1 部 |
| ④ | 配偶者の有無及び所得税扶養控除等修正報告書 (K 0 5) | … 1 部 |

④通勤手当(一般交通機関)

◎ 事 例

平成20年8月よりJR通勤をしている職員(6ヶ月定期券の価額で認定、直近の支給月平成21年2月)が、平成21年4月1日付け人事異動に伴い、通勤手当を返納する場合。

◎ 提出書類

- ① 給与特例計算報告書
 - ② 通勤手当返納額計算書
 - ③ 給与支給明細書(写)
 - ④ 返納に係る通勤手当修正通知書(写)
- } 過年度処理のため
各 3 部

◎ 留意事項

- ① 2つの年度にわたる支給単位期間内の新年度において返納事由が生じた場合は、過年度返納処理となる。
- ② 4月1日付け人事異動により返納が生じた場合の返納額は、通勤手当の額が改定される月(4月)の前月(3月)の末日に定期券の払い戻しをしたものとして得られる額(=払戻金相当額)となる。
- ③ 人事異動の際に、2つの年度にわたる支給単位期間の設定がある者については、返納の有無に関わらず通勤手当修正通知書(写)を新所属に送付する。

また、旧所属は通勤経路の変更により定期の価格に変更があることが明らかな場合は、返納額を計算した通勤手当返納額計算書及び支給当該月の給与支給明細書(写)も併せて新所属に送付する。

- ④ 新所属において給与特例計算書を作成する際は、旧所属名及び旧所属コードを明記する。

《参考》 払戻金相当額[返納額]の算出方法

(JR(新幹線含む)利用の場合)

払戻金相当額 = 定期券の価格 - 経過月数相当運賃 - 手数料(210円)

〈経過月数相当運賃〉 ←

- 1ヶ月経過 → 1ヶ月定期券の価格
- 2ヶ月 " → 1ヶ月定期券の価格 × 2
- 3ヶ月 " → 3ヶ月定期券の価格
- 4ヶ月 " → 3ヶ月定期券の価格 + 1ヶ月定期券の価格
- 5ヶ月 " → 3ヶ月定期券の価格 + 1ヶ月定期券の価格 × 2

※1ヶ月未満の日数は1ヶ月として計算。
※計算の結果、払戻金相当額がマイナスになる場合は、返納の必要なし。

21年 4~7月分

給与特例計算報告書

④ 通勤手当（一般交通機関）

予算主務課
教職員課
5 2 1 5 0 0

(年 月 実績)

(所属長) 七ヶ浜町立七ヶ浜小学校
校長 花 淵 松 男

長小七
之学ヶ
印校浜

カード No.	所属コード	氏 名		区 分	支 出 科 目			給 料		通 勤 手 当		手 当		手 当	
		職 員 番 号			会 計 コ ー ド	款	項	目	負 符 号	金 額	負 符 号	金 額	負 符 号		金 額
				正 規	0	1	1	0	0	2	0	1		24,150	
	七ヶ浜小学校	教諭 代ヶ崎 七 海		支給済額										57,450	
K1311	7:3:2:1:2:3	3:5:6:0:7:2:2:0:1:1		追給又は 戻入額	0	1	1	0	0	2	0	1	△	33,300	

総 支 給 額		控 除 金						控 除 金 計		現 金 支 給 額		受 領 印	
負 符 号	金 額	負 符 号	金 額	負 符 号	金 額	負 符 号	金 額	負 符 号	金 額	負 符 号	金 額		負 符 号
	24,150												24,150
	57,450												57,450
△	33,300											△	33,300

理由及び算出基礎（事実発生年月日 平成 21 年 4 月 1 日）

平成21年4月1日付け人事異動に伴い、通勤手当（4月～7月分）を返納するもの。

区 分	通勤コード	6ヶ月定期券額	払戻額計算					通勤手当額	
			6ヶ月定期券額	1ヶ月定期券額	月数	手数料	払戻額		
正規支給額	01	57,450	57,450	—	11,970	× 2月	-210	=33,300	24,150
支給済（誤支給）額	01	57,450							57,450
追給（返納）額									△ 33,300

※支給単位 6月
※直近の支給月 H21年2月
※経過月数 2月

旧所属名 松島小学校
旧所属コード 732012

通勤手当返納額計算書

所属名	七ヶ浜小学校	氏名	代ヶ崎 七海
所属コード	732123	職員番号	3560722011

1 現在の認定の状況

番号	通勤方法	区 間	乗車券の種類	支給 単位	支 給 開始月	金 額	直近の 支給月	備 考
1	徒歩	自宅～仙台駅						
2	J R	仙台駅～松島駅	6ヶ月定期券	6月	8月	57,450	2月	
3	徒歩	松島駅～学校						
一箇月当たりの運賃等相当額と自動車等との合計額が55,000円を超える場合								

2 返納事由及び事由発生月（規則第15条の2）

事 由	ア 離職等（第1項1号）	イ 通勤経路等の変更（第1項第2号）	ウ 休職等 ※1（第1項第3号）	エ 長期出張等（第1項第4号）
上記事由の 発生年月日	年 月 日	21年 4月 1日	年 月 日	年 月 日
返納事由の 発生月 (第2項)	事由が生じた日の属する月 年 月	通勤手当の額が改定される月の前月 21年 3月	休職等が開始した日の属する月 年 月	通勤しないこととなる月の前月 ※2 年 月

◎添付書類
 ・休職等の辞令の写
 ・通勤届の写（イに該当する場合は新たな届の写を含む）

※1 2以上の月にわたる休職等の場合であっても、その前に休職等で月の全部を通勤しないこととなる場合はエ（第1項第4号）の事由に該当するため、該当条項についてはよく確認すること。

※2 休暇期間の延長等、通勤しないこととなることがその月の前月まで予見しがたいことが相当と認められる場合にあっては、当該通勤しないこととなる月

3 返納額

(1) 55,000円以下の場合

返納事由	払戻対象交通機関	返納額
	該当交通機関の番号（上記1番号）	事由発生月（上記2）の末日に定期券の払戻をしたものとして得られる額（上記1の番号ごとに記入）
アウエの場合	すべての交通機関	
イの場合	該当する交通機関	33,300
	※3	57,450 - (11,970 × 2) - 210 = 33,300

(2) 55,000円を超える場合

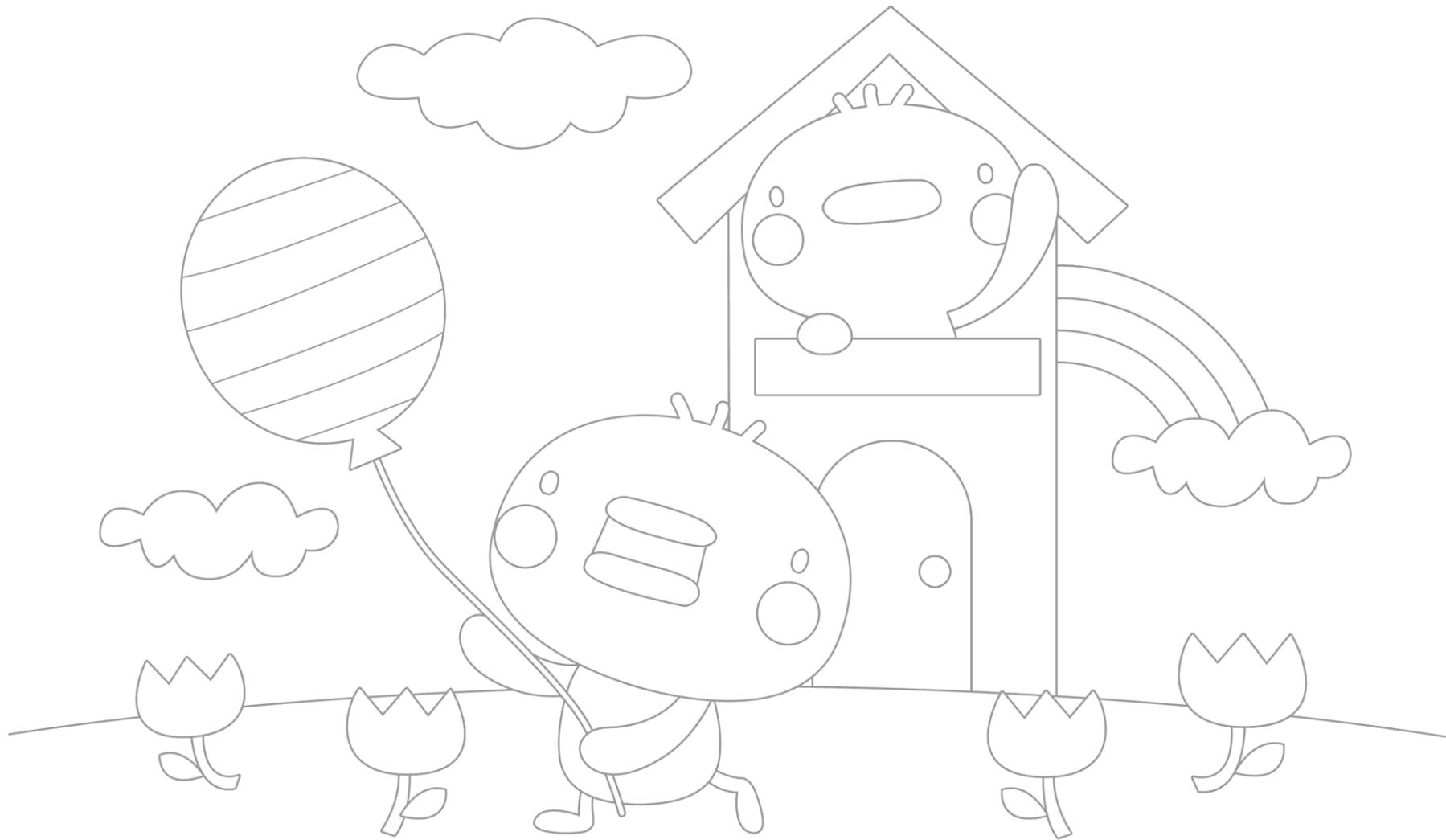
区分	返 納 額	
	計算方法	返納額の計算
交通機関及び自家用車等の併用者	①又は②のいずれか低廉な額	①の額
	① 1箇月当たりの運賃相当額 × (最長) 支給単位期間の残月数	
	② ・ 事由発生月の末日での払戻金相当額 + ・ 未使用定期券の価格 + ・ 回数乗車券等 × 残月数 + ・ 自動車等の額 × 残月数	②の額
		返納額 円
交通機関等のみの利用者	上記①の額	返納額 円

※3 改定後の合計額が55,000円を超える場合はすべての交通機関

返納額

33,300

円



@mococo

⑤通勤手当(自家用車)

◎ 事 例

通勤距離の測定誤りにより、4月分の通勤手当を返納する場合。

◎ 提出書類

- ① 給与特例計算報告書 … 1部
- ② 給与支給明細書(写) … 1部
- ③ 通勤手当修正報告書 … 1部

◎ 留意事項

- ① 通勤距離に変更があった場合は、旅費の通勤距離も訂正になります。

21年 4月分

給与と特例計算報告書

⑤ 通勤手当（自家用車）

予算主務課					
教職員課					
5	2	1	5	0	0

(年 月実績)

(所属長) 七ヶ浜町立七ヶ浜小学校
校長 花 淵 松 男

長小七
之学ヶ
印校浜

カード No.	所属コード	氏 名		区 分	支 出 科 目			給 料		通 勤 手 当		手 当								
		職 員 番 号			会 計 コ ー ド	款	項	目	負 符 号	金 額	負 符 号	金 額	負 符 号	金 額						
				正 規	0	1	1	0	0	2	0	1								
	七ヶ浜小学校	教諭 代ヶ崎 七 海		支給済額																
K'3'1	7:3:2:1:2:3	3:5:6:0:7:0:8:0:1:1		追給又は 戻入額	0	1	1	0	0	2	0	1	△							

総支給額		控 除 金						控除金計		現金支給額		受 領 印	
負 符 号	金 額		負 符 号										
	6,000												6,000
	7,000												7,000
△	1,000											△	1,000

理由及び算出基礎（事実発生年月日 平成 21 年 4 月 1 日）

通勤距離の計測誤りのため4月分の通勤手当を返納するもの

区 分	通勤方法	自 動 車 等			支給額
		使用距離	給与条例第11条の7第2項第2号	交通機関を利用するとした場合の運賃相当額	
正規支給額	04	9	6,000	0	6,000
支給済（誤支給）額	04	10	7,000	0	7,000
追給（返納）額			△ 1,000	0	△ 1,000

⑥通勤手当(一般交通・講師)

◎ 事 例

一般交通機関で通勤していた、講師（休職代替 任用期間平成21年8月26日～平成22年3月24日）が自家用車通勤に変更（平成21年10月19日から）したので、通勤手当を返納する場合。

◎ 提出書類

- | | |
|--------------------|------|
| ① 給与特例計算報告書 | … 1部 |
| ② 給与支給明細書（写） | … 1部 |
| ③ 通勤手当修正報告書（K21） | … 1部 |
| ④ 通勤手当返納額計算書 | … 1部 |
| ⑤ 変更前の通勤手当通知書（写） | … 1部 |
| ⑥ 変更後の通勤手当修正報告書（写） | … 1部 |
| ⑦ 雇用保険料徴収額報告書 | … 1部 |

◎ 留意事項

- ① 一般交通機関利用者で返納する場合、通勤手当返納額計算書が必要になります。
- ② 交通機関によって定期券の払い戻し金額の計算が異なります。
- ③ 雇用保険加入者で返納する場合、雇用保険料徴収額報告書が必要になります。

《参考》

泉中央駅～富沢駅 6ヶ月通勤定期代 73,000円

9月分 給料総支給額 250,000円 9月分雇用保険料額 1,000円

定期券払い戻し方法（仙台市営地下鉄）

払戻額＝定期券発売額－使用済日数に相当する普通運賃（往復分）－手数料200円

【例】

泉中央駅間～富沢駅 片道350円 6ヶ月定期（21年9月1日～22年2月28日）73,000円

払戻日平成21年10月31日（9月使用日数30日+10月使用日数31日＝計61日使用）

73,000－（350×2×61＋200）＝30,100円（払戻額）

通勤手当返納額計算書

所属名	葉山中学校	氏名	南川春子
所属コード	732123	職員番号	3570123022

1 現在の認定の状況

番号	通勤方法	区 間	乗車券の種類	支給 単 位	支給 開始月	金額	直近の 支給月	備 考
1	徒歩	自宅～泉中央駅						
2	地下鉄	泉中央駅～富沢駅	定期券	6月	9月	73,000	9月	
3	徒歩	富沢駅～葉山中						
一箇月当たりの運賃等相当額と自動車等との合計額が55,000円を超える場合								

2 返納事由及び事由発生月(規則第15条の2)

事由	ア 退職等 (第1項1号)	イ 通勤経路等の変更(第1項第2号)	ウ 休職等 ※1 (第1項第3号)	エ 長期出張等 (第1項第4号)
上記事由の 発生日	年 月 日	21年10月19日	年 月 日	年 月 日
返納事由の 発生月 (第2項)	事由が生じた日の属する月	通勤手当の額が改定される月の前月	休職等が開始した日の属する月	通勤しないこととなる月の前月 ※2
	年 月	21年10月	年 月	年 月

◎添付資料
 ・休職等の辞令の写
 ・通勤届の写(イに該当する場合は新たな届の写を含む)

※1 2以上の月にわたる休職等の場合であっても、その前に休暇等で月の全部を通勤しないこととなる場合はエ(第1項第4号)の事由に該当するため、該当条項についてはよく確認すること。
 ※2 休暇期間の延長等、通勤しないこととなることその月の前月まで予見しがたいことが相当と認められる場合にあっては、当該通勤しないこととなる月

3 返納額

(1) 55,000円以下の場合

返納事由	払戻対象交通機関	返納額
	該当交通機関の番号(上記1の番号)	事由発生月(上記2)の末日に定期券の払戻をしたものとして得られる額(上記1の番号ごとに記入)
アウエの場合	すべての交通機関	
イの場合	該当する交通機関 ※3	30,100 ≪73,000-(350×2×61+200)≫

(2) 55,000円を超える場合

区分	返納額	
	計算方法	返納額の計算
交通機関及び自家用車等の併用者	①又は②のいずれか低廉な額	①の額
	①1箇月当たりの運賃相当額×(最長)支給単位期間の残月数 ②・事由発生月の末日での払戻金相当額 + ・未使用定期券の価格 + ・回数乗車券等×残月数 + ・自動車等の額×残月数	②の額
		返納額 円
交通機関等のみの利用者	上記①の額	返納額 円

※3 改定後の合計額が55,000円を超える場合はすべての交通機関

返納額

30,100 円

雇用保険料徴収額報告書

平成21年10月 特例

平成21年10月22日
 仙台市立葉山中学校
 校長 利府 洋子

所属長



記入者氏名
山田 太一

No	各所属記入欄										教職員課記入欄		
	所属名	氏名	任用期間(前)	該当		(返納後)総支給額	雇用保険料 正規徴収額	雇用保険料 徴収済額	雇用保険料 差額	差額が生じた理由	翌月・当月 総支給額	雇用保険料 正規徴収額	翌月・当月控 除雇用保険料
	所属コード	職員番号	任用期間(後)	年	月	(A)	(B)=(A)*4/1000	(C)	(D)=(B)-(C)		(E)	(F)=(E)*4/1000	(G)=(F)-(D)
1	葉山中学校 7321233	南川 春子 3570123022	H21.8.26 ~ H22.3.24 ~	2	11	219,900	880	1,000	△ 120	9月特例通勤手当30,100円返納による差額の発生	翌月・当月		翌月・当月
2			~										翌月・当月
3			~										翌月・当月
4			~										翌月・当月
5			~										翌月・当月
6			~										翌月・当月
7			~										翌月・当月
8			~										翌月・当月
9			~										翌月・当月
10			~										翌月・当月

- 1 翌月に控除する雇用保険料を調整する必要がある場合に提出すること。
- 2 給与等の返納があった場合には、特例計算書と併せて提出すること。
- 3 雇用保険料の算出にあつては、端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げとすること。
- 4 翌月に控除する雇用保険料の算出基礎となるので、十分確認の上報告すること。

⑦ 単身赴任手当

◎ 事 例

平成22年1月1日付けで人事異動が発令になったが、手当の報告に必要な妻の就業の証明書の発行が年末年始の休業にかかったため年明けのH22.1.4となり、修正報告書の提出が、例月報告に間に合わなかったために追給する事例。

◎ 提出書類

- ① 給与特例計算報告書 … 1部
- ② 給与支給明細書（写） … 1部
- ③ 単身赴任修正報告書と2号紙 … 1部

22年 1月分

給与特例計算報告書

⑦ 単身赴任手当

予算主務課					
教職員課					
5	2	1	5	0	0

(年 月 実績)

(所属長) 七ヶ浜町立七ヶ浜小学校
校長 花 淵 松 男

長小七
之学ヶ
印校浜

カード No.	所属コード	氏 名		区 分	支 出 科 目			給 料		単身赴任 手当		手 当		手 当	
		職 員 番 号			会 計 コ ー ド	款	項	目	負 符 号	金 額	負 符 号	金 額	負 符 号		金 額
				正 規	0	1	1	0	0	2	0	1			
	七ヶ浜小学校	教頭 吉 田 湊		支給済額									0		
K:3:1	7:3:2:1:2:3	3:3:5:0:8:3:1:0:1:1		追給又は 戻入額	0	1	1	0	2	0	1				

手当	総 支 給 額		控 除 金						控 除 金 計		現 金 支 給 額		受 領 印	
	負 符 号	金 額	負 符 号	金 額	負 符 号	金 額	負 符 号	金 額	負 符 号	金 額	負 符 号	金 額		負 符 号
		29,000												29,000
		0												0
		29,000												29,000

理由及び算出基礎 (事実発生年月日 平成 22年 1月 1日)

H22.1.1付けで人事異動が発令になったが、手当の報告に必要な妻の就業の証明書の発行が年末年始の休業にかかったためH22.1.4となり、修正報告書の提出が、例月報告に間に合わなかったために追給するもの。

区 分	通勤距離	交通距離		加算額	基礎額	単身赴任 手 当 額	備 考
		区分コード	距 離				
正規支給額	116	02	112	6,000	23,000	29,000	
支給済(誤支給)額						0	
追給(返納)額						29,000	

⑧住居手当(自宅)

◎ 事 例

借家の住居手当の支給を受けていた職員が、自宅を購入し転居した。
例月報告時までに必要な書類を整えられず修正報告書の提出が遅れ、返納する場合。

◎ 提出書類

- | | | |
|---|------------------|------|
| ① | 給与特例計算報告書 | … 1部 |
| ② | 給与支給明細書(写) | … 1部 |
| ③ | 氏名・住所等修正報告書(K01) | … 1部 |
| ④ | 通勤手当修正報告書(K21) | … 1部 |
| ⑤ | 住居手当修正報告書(K22) | … 1部 |

21年 4月分

給与特例計算報告書

⑧ 住居手当（自宅）

予算主務課					
教職員課					
5	2	1	5	0	0

(年 月 実績)

(所属長) 利府町立若葉台小学校
校長 青葉太郎

長小若
之学葉
印校台

カード No.	所属コード	氏名		区分	支出科目			給料		住居手当		手当		手当				
		職員番号			会計 コード	款	項	目	負 符 号	金 額	負 符 号	金 額	負 符 号		金 額			
				正 規 支 給 額	0	1	1	0	0	2	0	1		3,000				
	若葉台小学校	教諭 白 樫 森 雄		支給済額										27,000				
K131	733432	3440823024		追給又は 戻入額	0	1	1	0	0	2	0	1	△	24,000				

手当	総支給額	控除金					控除金計	現金支給額	受領印				
		共済短期掛金	共済長期掛金	共済貸付金	所得税	住民税							
負 符 号	金 額												
	3,000												3,000
	27,000												27,000
△	24,000											△	24,000

理由及び算出基礎（事実発生年月日 平成 21 年 3 月 28 日）

H21.3.28 自宅購入により転居したが、住居手当修正報告書の提出が遅れたため、4月分を返納するもの。

区分	住居区分 コード	家賃の額	住居手当 の月額
正規支給額	01	0	3,000
支給済額	22	60,000	27,000
追給（返納）額			△ 24,000

⑨住居手当(借家)

◎ 事 例

賃貸アパートの家賃が下がったが、本人からの申し出がなく、その後の事後確認の際に判明し2ヶ月分をまとめて返納した事案

◎ 提出書類

- ① 給与特例計算報告書 … 1部
- ② 給与支給明細書(写) … 1部
- ③ 住居修正報告書(K22) … 1部

21年 6~7 月分

給与特例計算報告書

⑨ 住居手当 (借家)

予算主務課
教職員課
521500

(年 月 実績)

(所属長) 利府町立若葉台中学校
校長 神谷 沢 郷太郎

長中若
之学葉
印校台

カード No.	所属コード	氏 名		区 分	支 出 科 目			給 料		住 居 手 当		手 当		手 当			
		職 員 番 号			会 計 コ ー ド	款	項	目	負 符 号	金 額	負 符 号	金 額	負 符 号		金 額		
				正 規 支 給 額	0	1	1	0	0	3	0	1		36,000			
	若葉台中学校	教諭 菅 谷 一 郎		支給済額										44,000			
K31	632502	3330303033		追給又は 戻入額	0	1	1	0	0	3	0	1	△	8,000			

手当	総支給額	控 除 金					控除金計	現金支給額	受 領 印				
		共済短期掛金	共済長期掛金	共済貸付金	所得 税	住 民 税							
負 符 号	金 額	負 符 号	金 額	負 符 号	金 額	負 符 号	金 額	負 符 号	金 額	負 符 号	金 額	負 符 号	金 額
	36,000								36,000				
	44,000								44,000				
	△ 8,000								△ 8,000				

理由及び算出基礎 (事実発生年月日 平成 21 年 6 月 1 日)

H21. 6. 1~家賃が45,000円から37,000円に改定となったが、本人からの申告がこの度の手当の事後確認の時となったことによる修正報告の遅れに伴う6・7月分住居手当の返納

区分	住居区分 コード	家賃の額	住居手当 の月額
正規支給額	22	37,000	18,000
支給済額	22	45,000	22,000
追給(返納)額			△ 4,000

4,000円 × 2ヶ月 = 8,000円の返納

⑩期末勤勉手当

◎ 事 例

平成21年6月1日付けで特別支援学級の生徒が病気のため院内学級のある学校に転出し、同日付けで特別支援学級担任発令が解除された。そのため、給料の調整額が支給されなくなったが、修正が間に合わず6月期末勤勉手当に反映されなかったため、やむを得ず返納する事例。

◎ 提出書類

- ① 給与特例計算報告書 … 1部
- ② 給与支給明細書（写） … 1部
- ③ 身分・職名等修正報告書 … 1部
- ④ 諸手当等修正報告書 … 1部

⑪管理職手当

◎ 事 例

月の途中で退職したため返納処理するもの。

◎ 提出書類

- ① 給与特例計算報告書 … 1部
- ② 給与支給明細書（写） … 1部
- ③ 退職辞令（写） … 1部
- ④ 出勤簿（写） … 1部

◎ 留意事項

- ① 暫定支給額の動向に注意する。
- ② 連動する他の手当についても、日割り扱いになるので注意する。
- ③ 各手当ごとに端数切り捨し合算する。

⑫へき地手当に準ずる手当

◎ 事 例

自己都合による転居により、へき地手当に準ずる手当が支給されなくなった場合。

◎ 提出書類

- ① 給与特例計算報告書 … 1部
- ② 給与支給明細書（写） … 1部

◎ 留意事項

- ① 異動に伴って住居を移転した日から起算して5年間の支給割合：4/100。
- ② 異動に伴って住居を移転した日から起算して5年に達した後の1年間の支給割合：2/100。

21年 11月分

給与特例計算報告書

⑫ へき地手当に準ずる手当

予算主務課
教職員課
521500

(年 月 実績)

(所属長) 松島町立松島小学校
校長 高城 松雄

長小松
之学
印校島

カード No.	所属コード	氏名		区分	支出科目			給料		へき地に準ずる手当		手当		手当			
		職員番号			会計 コード	款	項	目	負 符 号	金 額	負 符 号	金 額	負 符 号		金 額		
				正 規 支 給 額	0	1	1	0	0	2	0	1		9,273			
	松島小学校	教諭 磯 崎 海 子		支給済額										12,983			
K311	732012	4560911011		追給又は 戻入額	0	1	1	0	0	2	0	1	△	3,710			

手当	総支給額		控除金						控除金計		現金支給額		受 領 印		
	負 符 号	金 額		負 符 号	金 額										
		9,273												9,273	
		12,983												12,983	
	△	3,710										△		3,710	

理由及び算出基礎 (事実発生年月日 平成 21年 11月 23日)

理由：今年度4月の人事異動に伴い住居を移転したためへき地手当に準ずる手当が支給されていたが、11月23日に自己都合により再度転居したことに
より、へき地手当に準ずる手当が支給されなくなったため、11月分のうち転居日以降の手当を日割にして返納するもの。

◎ 11月給与 算定基礎：教(二) 2-63 312,100円、給料の調整額(経過措置除外者)・扶養手当なし

○へき地手当に準ずる手当

	給料月額	給料の調整額	教職調整額	扶養手当	支給割合	日割	支給額
正規支給額	312,100	0	12,484	0	4/100	15/21	9,273
支給済額	312,100	0	12,484	0	4/100	なし	12,983
追給(返納)額							△ 3,710

・備考

11月日数：30日

基礎日数：30-9=21日

転居日の前日までの週休日を除く日数：15日

よって3,710円の返納

⑬時間外勤務手当

◎ 時間外勤務手当とは

正規の勤務時間外に勤務（注）することを命ぜられ、現に勤務した職員に支給する。

ただし、管理職手当の支給を受ける職員及び教育職給料表若しくは指定職給料表の適用を受ける職員には、支給しない。

（注）「正規の勤務時間外の勤務」には、週休日における勤務が含まれる。

◎ 支給要件

- ① 正規の勤務時間を超えて勤務した全時間。ただし、②を除く。
- ② 割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間。ただし、休日勤務手当が支給された時間を除く。

◎ 支給額等

$$\frac{(\text{給料月額} + \text{給料の調整額} + \text{給料月額と給料の調整額の合計額に対する地域手当}) \times 1.2}{(1 \text{ 週間当たりの勤務時間}) \times 5.2} \times (\text{支給割合})$$

勤務1時間当たりの給与額

◎ 支給割合

支給要件①の場合

a. 育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員 以外の職員	正規の勤務時間が割り振られた日の勤務（休日勤務手当が支給されることとなる日の勤務を除く）	$\frac{125}{100}$
	上記以外の日の勤務	$\frac{135}{100}$
b. 育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員	正規の勤務時間が割り振られた日の勤務（休日勤務手当が支給されることとなる日の勤務を除く）であって、正規の勤務時間と正規の勤務時間を超える勤務時間の合計が8時間に達しない場合	$\frac{100}{100}$
	正規の勤務時間が割り振られた日の勤務（休日勤務手当が支給されることとなる日の勤務を除く）であって、正規の勤務時間と正規の勤務時間を超える勤務時間の合計が8時間を超えた場合	$\frac{125}{100}$
	上記以外の日の勤務	$\frac{135}{100}$
正規の勤務時間を超えて勤務した時間が午後10時から翌日の午前5時までの間の場合については、a、bの支給割合に次の割合を加える。		$\frac{25}{100}$

◎ 支給割合

支給要件②の場合

a. 育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員 以外の職員		$\frac{25}{100}$
b. 育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員	割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が40時間に達しない場合	時間外勤務手当は支給しない
	割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が40時間を超えた場合	$\frac{25}{100}$

◎ 支給日

一の給与期間の分を翌月の給料の支給日に支給する。
ただし、離職又は死亡した場合は、その際に支給することができる。

◎ その他

○ 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間数は、一の給与期間の全時間数（支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとに）より計算する

○ 端数処理

ア) 時間外勤務時間数

一の給与期間における1時間未満の端数は、その端数は30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

イ) 勤務1時間当たりの給与額

銭位未満の端数は、切り捨てる。

ウ) 支給割合別の勤務1時間当たりの給与額

50銭未満の端数は切り捨て、50銭以上1円未満の端数は切り上げる。

エ) 時間外勤務1時間当たりの支給額

円未満の端数は、四捨五入とする。

♪ この手当の注意点 ♪

勤務を割り振られた日に年休を取得しても
時間外勤務手当が支給されます！



⑭兼務教育職員手当

◎ 兼務教育職員手当とは

公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等に所属する職員のうち教育職給料表（一）又は教育職給料表（二）の適用を受けるものが次に掲げる職を兼ねた場合（人事委員会規則で定める場合に限る）支給される手当。

◎ 支給対象となる職

- ① 同一の地方公共団体の他の公立学校の校長の職
- ② 同一の地方公共団体の他の公立学校の校長以外の職

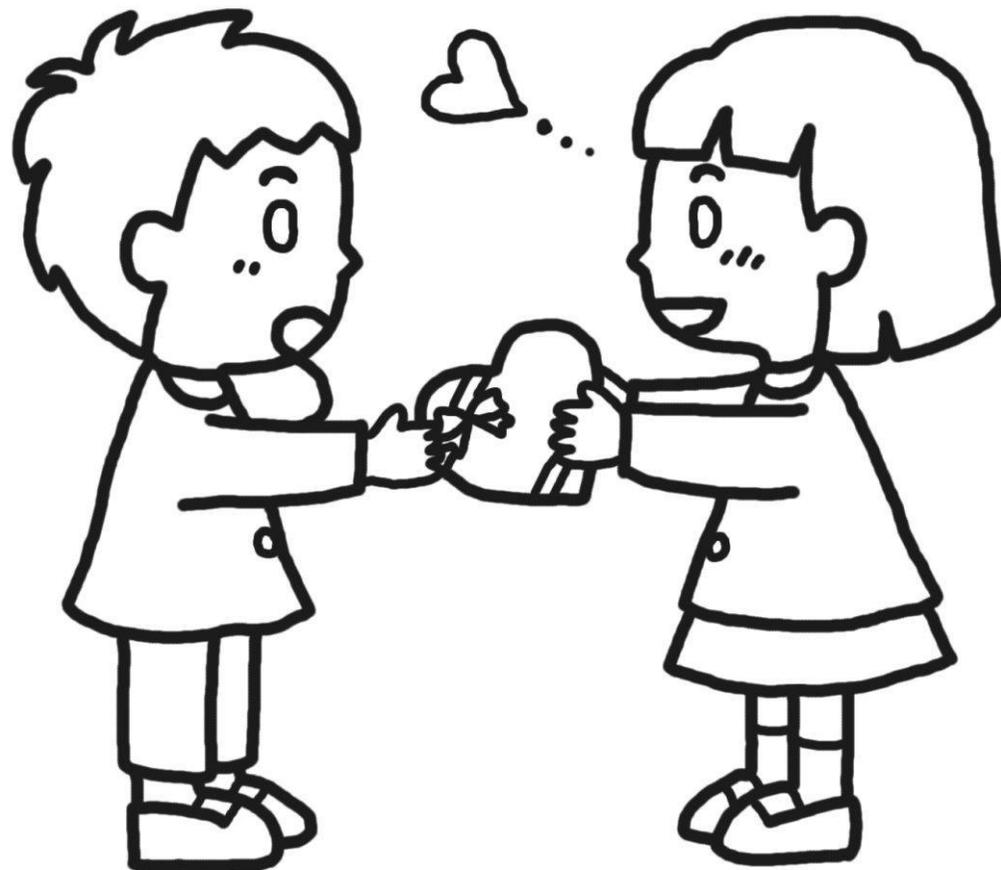
※ 県立学校に所属する職員が他の県立学校の職員の職を兼ねた場合又は市町村立学校に所属する職員が他の市町村立学校の職員の職を兼ねた場合

◎ 支給額

- ①の職務 … 1月につき 5,500 円
- ②の職務 … 授業に従事した時間1時間につき 500 円

◎ 支給日

一の給与期間の分を翌月の給料の支給日に支給する。ただし、離職又は死亡した場合は、その際は支給することができる。



⑮多学年学級担当手当

◎ 多学年学級担当手当とは

公立の小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級（人事委員会規則で定めるもの（※1）を含む）を担当する教育職給料表（二）の適用を受ける職員で次に掲げるもの以外の職員が当該学級における授業又は指導で人事委員会規則で定めるもの（※2）に従事したときに支給する。

※1 学年の学齢児童又は学齢生徒を欠くため当該学年の児童又は生徒が存在しない学級

※2 ① 各教科、道徳、特別活動又は総合的な学習の時間の授業

② ①の業務のために必要とされる指導計画及び指導案の作成。教材及び教具の準備、児童又は生徒の成績物の処理、指導要領の作成その他これらに類するもの

③ 学校の教育計画に基づいて、夏季休業時等の休業日において行う課外指導（林間学校、臨海学校等における指導又は進路指導若しくは生活指導をいう。）

④ ①～③に掲げる業務に係る講習会、研究会等の受講

（1） 2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級における担当授業時間数がその者の担当授業時間数（人事委員会規則で定める時間数（※）をいう。）の2分の1に満たない職員

※ 標準的な週における週間の各教科、道徳又は総合的な学習の時間の授業の担当授業時間数の合計により算定したもの

（2） 2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級における担当授業時間数が一週間につき12時間に満たない職員

◎ 支給額

- ① 3以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導
… 授業又は指導に従事した日1日につき 350円
- ② 2の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導
… 授業又は指導に従事した日1日につき 290円

◎ 支給日

- ① 多学年学級担当手当は月の1日から末日までの分をその都度翌月の給与支給日に支給する。
- ② ①に掲げる支給日前に離職し、又は死亡した職員にはその際、多学年学級手当を支給することができる。

⑩教員特殊業務手当

◎ 教員特殊業務手当とは

教員特殊業務手当は、公立学校に所属する職員で職務の級が教育職給料表（一）・（二）の2級・特2級又は1級のものが次に掲げる業務に従事した場合において、当該業務が心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定める程度に及ぶときに支給する。

◎ 支給対象職員

公立の小学校、中学校、高等学校に所属する教諭、養護教諭、常勤講師で教育職給料表（一）・（二）の2級・特2級又は1級の職にある者。

◎ 支給方法

一の給与期間の分を翌月の給料の支給日に支給する。ただし、離職又は死亡した場合は、その際は支給することができる。

◎ 支給要件および支給額

分類	支給対象業務		コード番号 支給額 (日額)	支給要件		
				※1 週休日等	4時間の勤務時間 のみが割り振られた日またはこれに 相当する日	その他の日
1号業務	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務	イ 非常災害時における児童生徒の保護又は緊急の防災もしくは復旧の業務	408 6,400円	① 終日に及ぶ程度 (日中8時間程度) ② ①と同程度従事したこと	① 正規の勤務時間に引き続き午後8時まで ② 午前2時から午前8時まで ③ ①又は②と同程度業務に従事したこと	① 正規の勤務時間に引き続き午後11時まで ② 午前2時から午前8時まで ③ ①又は②と同程度業務に従事したこと
		被害が特に甚大な非常災害における児童生徒等の緊急業務	412 12,800円			
		ロ 児童・生徒の負傷・疾病に伴う救急の業務	416 6,000円			
		ハ 児童・生徒に対する緊急の補導業務	417 6,000円			
2号業務	修学旅行、林間、臨海学校等(学校が計画実施するものに限る)において児童生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの		410 3,400円	8時間程度業務に従事したこと(就寝時間等は含まない。)		
3号業務	人事委員会規則で定める対外運動競技等において児童生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日等に行うもの		409 3,400円	① 終日に及ぶ程度 (日中8時間程度) ② ①と同程度従事したこと		
4号業務	学校の管理下において行われる部活動における児童又は生徒に対する、指導業務で週休日等又は4時間の勤務時間のみが割り振られた日もしくはこれに相当する日に行うもの		418 2,400円	正規の勤務時間以外の時間等において業務に従事した時間が引き続き4時間程度業務に従事したこと		

⑰教育業務連絡指導手当

◎ 教育業務連絡指導手当とは

教育業務連絡指導手当は、公立学校に所属する教諭のうち、次に掲げる主任等でその職務が困難であるとして人事委員会規則で定めるものの職務を担当する教諭が、当該担当に係る業務に従事したときに支給する。

◎ 支給対象職員

学 校	主 任 等
小 学 校	教務主任、学年主任、研究主任、分校主任
中 学 校	教務主任、学年主任、生徒指導主事、研究主任、分校主任

※支給対象にならない主任等

- (1) 3学級未満の学校に置かれる生徒指導主事
- (2) 3学級未満（単学年で編成されている特別支援学級を含む。）の学年に置かれる学年主任
- (3) 6学級未満の学校に置かれる研究主任

◎ 支給額及び支給方法

支給額は、業務に従事した日一日につき 200円。

一の給与期間の分を翌月の給料の支給日に支給する。ただし、離職又は死亡した場合は、その際は支給することができる。